

農林水産事業の取扱い(その1)について

農林水産事業の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

農林水産事業の取扱い(その1)について

- 1 林業関係事業の取扱いについて
 - (1) 有害鳥獣関係事業、町有林関係事業、林道及び作業道関係整備事業、種駒助成事業については、合併時に統一する。
 - (2) 椎茸原木に対する病虫害防除の薬剤費補助事業については、廃止する。
- 2 畜産関係事業の取扱いについて
 - (1) 育種組合関係事業及びBSE関係事業については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 導入関係事業、畜産品評会関係事業及び畜舎等整備事業については、合併時に統一する。
 - (3) 衛生対策関係事業、飼料関係事業及び種雄牛造成関係事業については、新市において調整する。
 - (4) 見舞金関係事業については、合併時に廃止する。

平成 1 6 年 4 月 8 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会